

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版 誤字・脱字による修正箇所

項目番号等							誤	正	
編	章	節	項	項細	(1)	(ア)			表
1	1	1	4		(1)	(ウ)		工期 又は 技術者の変更	工期、技術者 等 の変更
3	1	2	4	3		(ア)		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)、G 4305	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)、 JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)又は、JIS G 4305
3	1	7	2	1		(オ)		標準図(コンパクト形空気調和機構成図)	標準図(床吹出 形空気調和機)構成図)
3	1	7	5	10				(ア) 屋内機及び屋外機のケーシング	屋内機及び屋外機のケーシング
3	1	7	5	17				インバータ用制御盤は	インバータ 一 用制御盤は
4	1	4	1		(9)			標準図(号入出力条件)による。	標準図(信号 入出力条件 (一)～(二))による。
5	1	1	2				表5.1.1 大便器 付属品	(ハ) 温水洗浄便座 (普通便座 の場合のみ 付属)	(ハ) 温水洗浄便座 (普通便座 とする場合は、 特記とする。)
								(ニ) 便座当たり止め (必要のある場合 のみ 付属)	(ニ) 便座当たり止め (必要のある場合)
								(ホ) ステンレス鋼板製ワンタッチ 形紙巻器 (特記のある場合のみ 付属)	(ホ) ステンレス鋼板製ワンタッチ形 紙巻器
5	1	1	2				表5.1.1 洗面器	L 410 平付 洗面器(大形)	L 410 一般 洗面器(大形)
								L 420 平付 洗面器(小形)	L 420 同上 (小形)
							表5.1.1 掃除流し	S 210 バック付掃除流し	S 210 バック付 き 掃除流し
5	1	4	2	1		(イ)		JIS R 3411からR 3417 に規定	JIS R 3411から JIS R 3417 に規定
5	1	5	9	8				消防法施行規則第21 条第4 項第 17 条 及び同項第20 条 の規定	消防法施行規則第21 条第4 項第 17 号 及び同項第20 号 の規定
5	2	2	3	4		(イ)		(アルミニウム板で 絶縁 した3.2mm 以上の耐火ボード)	(アルミニウム板で 縁取り した3.2mm 以上の耐火ボード)
9	2	2	3	1		(ア)		JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼 帯) 又は JIS G 3313	JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼 帯)、JIS G 3313
9	2	2	3	3				JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼 帯) 又は JIS G 3313	JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼 帯)、JIS G 3313
9	2	2	6	2		(ア)	表9.2.5 注5	最低値はS14 で0.3 以上 、A14 で 0.2 以上 とする。	最低値はS14 で0.3、A14 で0.2と する。
9	2	2	6	2		(ウ)		設計用 上下 標準震度は	設計用 鉛直 標準震度は
9	2	2	6	2		(ウ)	表9.2.6	表9.2.6 設計用 上下 標準震度	表9.2.6 設計用 鉛直 標準震度
9	2	2	6	2		(ウ)	表9.2.6 注1	「設計用 上下 標準震度」は 昇降機 耐震設計・施工指針 で	「設計用 鉛直 標準震度」は 昇降機 技術基準の解説 で
9	2	2	6	3		(ウ)	表9.2.8	S波 〔特低〕 (注1) 設定値	S波 〔特低〕 (注2) 設定値
9	4	2	1		(3)	(ウ)		(ニ) の低速運転装置	(エ) の低速運転装置
9	6	2	9			(ウ)		設計用 上下 標準震度は、表9.6.2の 設計用 上下 標準震度に	設計用 鉛直 標準震度は、表9.6.2の 設計用 鉛直 標準震度に
9	6	2	9			(ウ)	表9.6.2	表9.6.2 設計用 上下 標準震度 設置階 設計用 上下 標準震度	表9.2.6 設計用 鉛直 標準震度 設置階 設計用 鉛直 標準震度